

不都合行為者の取扱い及び登録取消処分の公表事項について

2023 年 4 月 25 日

1. 氏名の公表について

- ・ 今般の登録取消処分等の公表の目的は、登録取消処分等の事案を公表することで、協会員の役職員に同様の行為を思いとどまらせるとともに、協会員において実例を踏まえた対応策を検討することにより、重大な法令等違反行為の再発防止となり、もって、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図るものである。
- ・ 前回会合において、当該目的を達成するための方法として、氏名の公表の是非を検討した結果、「以下の状況に鑑みると、現時点では、法律の根拠なく氏名を公表することは難しい」との整理がされたところである。

- ・ 現状、処分者の氏名公表は、法律の根拠がある中で行われていること（※）

※米国の FINRA の BrokerCheck も、法律の根拠（1934 年証券取引所法 15A 条(i)）に基づく制度である。

- ・ 処分者の氏名をインターネット上で公表する場合の問題（個人のプライバシー侵害等）があること
- ・ 採用照会制度（※）があることや、登録取消処分及び不都合行為者の取扱い（以下、「登録取消処分等」という。）が減少傾向にあり、再犯者も少ない状況であることを踏まえると、氏名公表の問題を上回るほど、氏名公表の必要性が高いとは言えない状況であること

※日本の証券業界においては、採用照会制度（「第 5 回 WG 資料 2-1 2. 不都合行為者の取扱い及び登録取消処分に関する現行制度」参照。）により、一定の処分のあった者は、営業行為の禁止や採用の禁止がされる仕組みが構築されてお

り（例えば、顧客の営業担当者が登録取消処分等から5年を経過していない者であることはない。）、この点で米国とは大きく異なる。また、現状では、日本に比べて米国の方が、顧客と外務員との関係性が強く、顧客が直接、外務員の情報（処分情報に限らず、資格や登録の情報）を知る必要性が高い状況にあると言える。

- ・ 一方で、第5回WG後の意見照会で、委員からは、外務員の過去の問題その他の情報をチェックできるということは、顧客にとって極めて有用であるとして、米国のような公表制度を求める意見や、今後、本来の意味でのIFAの進展などにより、顧客と外務員の関係性が強くなれば、将来的には米国のように外務員情報（処分情報を含む）の公表が必要になるという意見があった。
- ・ 処分者の氏名の公表は、法律の根拠がない中で、日証協だけで対応することは難しい側面がある。このため、まずは、このような状況下でも対応できる事案の公表（氏名は非公表）から始めることとし、氏名の公表に関しては、今後の金融商品取引業を取り巻く環境の変化や各種行政処分での氏名公表等の取扱いに関する法律等の改正動向などを踏まえつつ、必要に応じて検討していく課題として整理してはどうか。
- ・ なお、現状では、役職員処分の個別事案は原則非公表となっているが、今後は、登録取消処分等となった事案を全て公表対象とする（氏名は非公表）ことによって、重大な事案に関する情報開示が行われることとなり、各関係者において一定の有用な情報となることが見込まれる。

2. 協会員等の名称の公表について

(1) 協会員等の名称の公表の効果と問題点

①複数の委員から、「協会員名又は金融商品仲介業者名」（事故が発生した時に所属していた協会員又は金融商品仲介業者の名称。以下「協会員等の名称」という。）の公表については、以下のような効果等があるとして、協会員等の名称の公表に肯定的な意見が出された。

- ・ 役職員の管理監督の強化について一定のインセンティブはある。
- ・ より高い倫理観をもって業務を遂行していくという業界全体としての決意表明となりうる。
- ・ 協会員等の名称の公表は、業界として自ら襟を正し、公表の有効性を高めるためのものである。
- ・ 協会員は、日常から厳格な役職員等の管理を求められており、協会員として、公表を恐れずに、事故報告や調査協力を行うという大変レベルの高いものができていると感じている。今後、その意味と具体的な事例を周知することで、かなりの防止策となる。
- ・ 不正行為の発生は、協会員にも一定の非があるケースが多いと考えられる。協会員等の名称の公表により、協会員へのダメージはあり得るが、それは当然の結果である。
- ・ 投資者・顧客からしても、契約関係にある、あるいは契約を検討する協会員の情報として有用な面がある。

②一方で、複数の委員から、以下のとおり、協会員等の名称の公表について、その効果は限定的であるという意見や問題があるとして、協会員等の名称の公表に否定的な意見が出された。

- ・ 顧客や会社を守るためには、役職員の法令等違反行為を防ぐために役職員の管理・監督に対するインセンティブは常に働いており、協会員等の名称の公表が役職員の管理監督の強化に与える影響は限定的である。

- ・ 協会員としては、公表事例を分析すれば必要な役職員の管理・監督の対応を取ることができる。
- ・ 自社で発見・調査・社内処分を行ったことは自浄作用が発揮されたことの表れと評価できるが、一方で、どんなに注意深く公表されたとしても、マイナスのイメージが伝わりやすい状況となる。それが本制度において必要な趣旨とは言えないのではないか。
- ・ 協会員等の名称の公表はペナルティ的な側面があるが、自社で発見・調査・社内処分を行い、自浄作用が発揮されたにも関わらず、自社名が公表されるのは、過度のペナルティとなるのではないか。

③また、登録取消処分等の中には、例えば、交通事故で懲役刑を受けた場合などのように、業務に関係しない役職員の行為により欠格事項に該当し、登録取消処分等になるケースがある。当該ケースは協会員のコントロール下で起こっていないため、協会員等の名称の公表には馴染まないとする意見が多数を占めた。

（２）協会員等の名称の公表（案）

①協会員等の名称の公表の理由

- ・ 上記（１）①のとおり、協会員等の名称の公表については、以下のとおり、業界としての姿勢の顕示効果や投資者に与える効果等、協会員に与える効果以外にも公表の効果として期待できるものがあり、これらの効果は、公表目的の達成に資すると考えられる。

（ｉ）業界としての姿勢の顕示効果

業界として、役職員の法令等違反行為に対して厳格に対応していくことを対外的に示すことにより、「金融商品取引業に対する信頼性の維持・向上」に資する。

(ii) 投資者に与える効果

投資者が契約関係にある又は契約を予定している協会の情報を得られるものであり、「投資者保護」に資する。

- ・過去 10 年間の登録取消処分等では、95%（120 件中 114 件※）が着服によるものとなっている。着服事案は刑事事件にもなりうる重大な犯罪行為であり、協会による役職員の管理監督が強く求められることから、所属先を含めて公表すべきと考える。なお、登録取消処分等のうち 80%（120 件中 96 件）が自社の調査以外で発覚した事案となっている。

※着服以外の 6 件のうち欠格事項該当が 4 件、インサイダー取引等が 2 件となっている。

- ・ただし、役職員がプライベートで起こした犯罪行為により欠格事項に該当して登録取消処分となったものについては、協会等の名称を公表する必要はないと考える。

②協会等の名称の公表範囲

- ・以下イ又はロに該当する処分事案は協会等の名称を非公表とし、それ以外の事案は協会等の名称を公表することとしてはどうか。
- イ. 欠格事項該当により登録取消処分となった事案のうち、欠格事項の起因となった行為が経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合で、かつ、協会の業務（金商業に限らない）に関係のない事案（下記【参考】の①e のうちの協会の業務に関係のない犯罪に該当する事案）
- ロ. 「法令等違反行為の概要」として、「欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）である旨」及び「適用法令（罰条）（※2）」を公表する事案（下記【参考】のうち②に該当する事案）

【参考】欠格事項該当による処分の公表事項（第5回WG資料から抜粋）

欠格事項該当で登録取消処分を受けた事案は全て公表するが、以下の①と②の場合で、公表事項に差を設けることとする。

①以下のa～fに該当する場合は、「欠格事項該当である旨」に加えて、欠格事項の起因となった行為の内容を「法令等違反行為の概要」として公表する。

- a. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合
- b. 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
- c. 外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した場合
- d. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するものである場合
- e. 欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合
- f. 上記a～eの他、行為内容を公表する必要があると本協会が認める場合

②上記①以外の場合は、「法令等違反行為の概要」として、「欠格事項該当（金商法第29条の4第1項第2号ハ）である旨」及び「適用法令（罰条）（※2）」を公表する。

③協会員が発見した事案については、協会員の自浄作用が発揮された事案であるにもかかわらず、当該協会員に対してマイナスイメージを持たれるという懸念があることを踏まえ、協会ホームページの公表のページにおいて、協会員が自社で発見した事実を記載することで、内部管理が有効に機能していることを示し、これにより、上記（１）②の懸念を緩和することとしてはどうか。

④上記イ及びロの該当性については、協会員と本協会事務局との間で、認識に齟齬がないように、確認することとする。

（３）具体的な公表パターン

①情報漏えい事案

（ケース１）協会員Ａの役職員が大量の顧客データを名簿屋に売却した場合→Ａ社名を公表

（ケース２）協会員Ａの役職員が退職時に大量の顧客データを持ち出し、仲介業者であるＢに転職して当該仲介業者の外務員となった後に、名簿屋に売却した場合→Ｂ社名を公表

②欠格事項該当による登録取消処分事案

（ケース１）特別会員Ｃの役職員が銀行業務で横領したことにより懲役刑を受けた場合
（上記【参考】の①dに該当）→Ｃ社名を公表

（ケース２）協会員Ｄの役職員が不動産業務で詐欺を行ったことにより懲役刑を受けた場合
（上記【参考】の①eのうち、業務に関係する事案に該当）→Ｄ社名を公表

- (ケース3) 協会員Eの役職員がプライベートで窃盗を行ったことにより懲役刑を受けた場合
 (上記【参考】の①eのうち、業務に係る事案に非該当) →協会員等の名称は非公表
- (ケース4) 特別会員Fの役職員が交通事故やプライベートでの傷害事件により懲役刑を受けた場合
 (上記【参考】の②に該当) →協会員等の名称は非公表

(4) 具体的な公表イメージ

① 「法令等違反行為の概要」に具体的な内容が記載されるケース

処分年月日	2023 年●月●日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	●●証券株式会社
法令等違反行為の概要 (※1)	※本件は社内検査により当社が発見した事案である。 【顧客資産の着服】 当社の役職員である甲は、生活費や借入金の返済に充当するため、顧客に対し、「当社の証券カードが新しいカードに切替えになる」旨の虚偽の説明をして、顧客の当社証券カードを詐取したうえで、暗証番号を不正に取得し、当該顧客の金銭をATMから引き出し、これを着服した。

自社で発見した事案については※部分が記載される。

参考情報（※２）	（当社の改善策） 営業員がカードを預かったり、暗証番号の確認を行ったりすることはない旨を記載した注意喚起文書を作成し、定期的又は取引時・面談時等に顧客に配付する。
----------	---

（※１）個社の内部事情等の公表に馴染まない情報が入らないようにしたり、模倣犯による被害を防ぐために、一定程度、事案を簡略化して記載する。

（※２）参考情報は原則として協会員通知のみに記載する（HP 公表版は参考情報を削除したものを掲載するが、投資者にとっても有用な情報があれば、当該情報は HP 公表版にも掲載する。）。この欄には、当社における改善策のうち他の協会員に参考になるもの、発見の端緒として他の協会員の参考になるもの、その他再発防止のために参考となる情報があれば、記載する。

②「法令等違反行為の概要」に具体的な内容は記載されないケース

処分年月日	2023 年●月●日
処分内容	登録取消処分
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	—
法令等違反行為の概要	【欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）】 刑法 204 条（傷害）

以 上

資料 2

「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正について（案）

令和 5 年 4 月 25 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
第 2 章 行政処分 第 2 節 処分通知等 <u>（ 削 る ）</u> <u>第 7 条</u> 削除	第 2 章 行政処分 第 2 節 処分通知等 第 3 款 公 表 <u>（外務員についての処分内容の公表）</u> <u>第 7 条</u> 本協会は、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。 1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの 2 公表内容 処分の対象となる行為があった協会員名又は金融商品仲介業者名、営業所又は事務所の名称、役職名、当該行為の概要及び処分内容	・左記の公表規定は、今般新設する公表制度を規定する第 4 章に規定する。
第 4 章 公 表 <u>（外務員等についての処分内容の公表）</u> <u>第 29 条</u> 本協会は、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の通知を行った	（ 新 設 ） （ 新 設 ）	

改 正 案	現 行	備 考
<u>ときは、その内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</u> <u>1 公表対象</u> <u>イ 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの</u> <u>ロ 外務員の登録を取り消したもの（イに定めるものを除く）</u> <u>ハ 不都合行為者の取扱いを決定したもの</u> <u>2 公表内容</u> <u>【公表対象となる行為があった協会員名又は金融商品仲介業者名（別に定める場合を除く）（検討中）】、当該行為の概要、行政処分を行った年月日又は不都合行為者の取扱いを決定した年月日、行政処分の内容又は不都合行為者の取扱いの内容、その他必要と認める事項</u> <u>3 公表期間</u> <u>イ 第 1 号イに定めるもののうち、1 月を超える期間の外務員の職務停止処分 その処分を行った日から 1 年間</u> <u>ロ 第 1 号イに定めるもののうち、1 月以内の期間の外務員の職務停止処分 その処分を行った日から 6 か月</u>		・「公表対象となる行為があった協会員名又は金融商品仲介業者名」は第 6 回会合の検討結果を踏まえて修正する。 ・現行第 7 条の公表内容である「営業所又は事務所の名称、役職名」は、公表により個人の特定につながる可能性があることから、今回の改正に合わせて削除する。 ・以下の 3 点については、「別に定める場合」「別に定めるもの」であり規則上には記載しないが、別途、以下 3 点の内容を記載した資料を作成する。また、当該資料は、規則改正案のパブコメ時や規則改正の通知時に、参考資料として新旧表と合わせて公表する。 （１）「別に定める場合」に該当 ・社名を非公表とする欠格事項該当事案（資料 1 2.（2）） （２）「別に定めるもの」に該当 ・欠格事項該当による処分時の「当該行為の概要」（資料 1 2.（2）【参考】） ・公表の方法（協会 HP 掲載及び協会 WAN 通知）

改 正 案	現 行	備 考
間 ハ イ若しくはロ以外のもの又は第1 号ロ若しくはハに定めるもの その 処分を行った日から5年間 2 前項の定めのほか、外務員等について の処分内容の公表に関する事項は、本協 会が別に定めるものとする。		
第 5 章 雑 則 (費 用) 第 30 条 (現行どおり)	第 4 章 雑 則 (費 用) 第 29 条 (省 略)	
付 則 この改正は、令和5年 月 日から施行 し、同日以後に行った第5条第1項、第6 条第1項又は第23条第1項の通知について 適用する。		

(参考)「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」
(協会の外務員に係る行政処分の通知等)
第 5 条 本協会は、協会の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により当該外務員に係る外務員登録を受けている協会に通知する。
(金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分の通知等)
第 6 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。
(不都合行為者の取扱いの通知)
第 23 条 本協会は、従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を

当該従業員等及び提出協会員に通知する。この場合において、当該従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。

「協会員の役職員に対する処分に関する
ワーキング・グループ」報告書（案）

2023 年 6 月 ● 日

日 本 証 券 業 協 会

協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ

目次

I. はじめに.....	1
II. 情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化	
1. 禁止行為の追加.....	2
(1) 規制整備の必要性.....	2
(2) 新禁止行為の対象とすべき「情報」の範囲.....	●
(3) 新禁止行為の検討.....	●
①退職時の不返却・不消去／顧客情報の社外持出し.....	●
②顧客情報の不正取得.....	●
③情報漏えいの唆し.....	●
④顧客情報の不正使用.....	●
⑤不正取得等した顧客情報の漏えい.....	●
⑥漏えい時悪意の転得情報の漏えい.....	●
(4) 適用範囲.....	●
2. 情報漏えい等に係る処分量定.....	●
(1) 登録取消処分及び不都合行為者の取扱いについて.....	●
①「処分の考え方」の改正案.....	●
②登録取消等の典型的なケースの要件.....	●
(2) 登録取消等以外の処分の基本的な考え方.....	●
III. 不都合行為者名簿の公表等.....	●
IV. おわりに.....	●
V. 参考資料.....	●

I. はじめに

本協会では、毎年、協会員等に対して「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行っているところであるが、2022年度の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。

近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における個人情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が高くなっている。

これらの状況を踏まえると、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図る必要があると考える。

このため、2022年9月20日、自主規制会議の下部機関として、「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング」という。）を設置し、上記提案について、●回にわたり検討を行ってきた。

本報告書は、本ワーキングにおける検討結果を取りまとめたものである。

Ⅱ．情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の外務員の処分の厳格化の検討

処分の厳格化の方法としては、役職員の禁止行為を追加・拡大することにより処分の対象範囲を拡大することと、処分量定を見直すという２つのアプローチが考えられることから、本ワーキングでは、「禁止行為の追加」及び「処分量定」について、検討を行った。

１．禁止行為の追加

（１）規制整備の必要性

証券業界においては、近年、役職員による顧客情報の漏えい等に関する問題行為が見受けられており、顧客からの苦情も寄せられているところである。こうした行為の中には、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用など、現行の「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」では捉え切れない行為も存在している。

このような行為については、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客の信任を裏切るものや顧客が予期しない損害を被るおそれが高いものも含まれているところ、このような行為について禁止行為とすべく、自主規制規則を整備する必要があるものと考えられることから、本ワーキングでは、従業員規則の禁止行為の追加について、検討した。

禁止行為の追加を検討するにあたっては、過度に禁止行為の範囲が広がると、協会員の活動を不必要に委縮させてしまうおそれがあること、また、禁止行為の違反は役職員の処分の対象になり得るため、役職員の処分範囲が不当に広がらないためにも、禁止すべき行為は必要十分な範囲とすべきとの考え方に基づいて検討を行った。

なお、本ワーキングにおける検討において禁止行為とすべきと整理された行為（以下「新禁止行為」という。）以外の行為についても、悪質性の高い行為など、

「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき（金商法 64 条の 5 第 1 項第 2 号）」に該当する行為があれば、処分が行われる可能性がある。このため、協会員においては、この点に留意して役職員の教育・管理等を行う必要があると考えられる。

（２）新禁止行為の対象とすべき「情報」の範囲

現行の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」の「秘密」の範囲については、その規制の趣旨¹を踏まえ、「顧客に関する秘密」との解釈で運用されている。

新禁止行為の規制の趣旨は、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様と考えられるところ、新禁止行為の対象とすべき情報の範囲については、「顧客に関する情報（以下、「１．禁止行為の追加」において「顧客情報」という。））」とすることが適当と整理した。

また、「顧客情報」は、「職務上知り得た秘密」の漏えいと同様に、書面や電子媒体に記載・記録された情報に限定せず、原則として、広く情報全般（役職員が記憶している情報も含む）とすることが適当と整理した。（例外的に記憶情報を対象外とするものについては、後述（３）①イ及び④イを参照）

（３）新禁止行為の検討

本ワーキングでは、以下の①～⑥の行為態様と想定されるケースに分けて、新禁止行為として扱うことの是非について検討を行い、以下のとおり整理した。

¹ 「協会員の役職員は、有価証券の売買その他の取引等を行う投資者について、その資力等に応じて適正な投資勧誘を行わなければならないため、顧客カード等により顧客に関する未公開の情報を収集し、入手し得る立場にある。このような顧客の情報を外部に漏えいすることは、顧客の信任を裏切り、証券会社の信用を失墜させるおそれがあり」、また、「職務上知り得た情報、例えば財産状況等について外部に漏らすようなことがあると、それによって顧客は予期しない損害を被るおそれがある」ことから、「職務上知り得た秘密の漏えい」が禁止されている。（営業責任者・内部管理責任者必携より一部抜粋）

①退職時の不返却・不消去／顧客情報の社外持出し

<想定されるケース：イ．退職時の不返却・不消去>

協会の役職員が、正当な理由なく、退職時に顧客情報を協会員に返却又は消去しないケース

不返却・不消去の時点では不正使用（後述④）や漏えいは生じていないものの、退職時に故意に顧客情報を返却又は消去しない場合、当該顧客情報が不正な目的で利用される蓋然性が高いと考えられること、また、当該顧客情報が他の協会員以外の者において利用される場合には、「不正取得」（後述②）や「不正使用」（後述④）ではカバーすることができないことから、新禁止行為として扱うこととした。

なお、役職員の「記憶情報」については、記憶情報を返却・消去することは現実的に不可能であるため、「退職時の不返却・不消去」の対象となる顧客情報に該当するものとは解さないこととした。

また、退職時の不返却・不消去については、過失により発生することが想定されることから、過失により発生した場合を新禁止行為として扱うか否かを検討した。その結果、過失により返却・消去されなかった顧客情報であっても、その後に使用・漏えいされるおそれがあることに鑑みれば、過失による行為を新禁止行為から除外することは適切でないと考えられること、さらに、新禁止行為の要件に故意・過失といった主観的要素を入れることにより、新禁止行為の該当性の判断に支障が生じるおそれや、新禁止行為の抑止効果の低下のおそれといった弊害も生じえることから、故意・過失を問わず新禁止行為に該当するとした。なお、退職時の不返却・不消去に限らず、全ての新禁止行為について、故意・過失を問わず新禁止行為に該当するとした。

<想定されるケース：ロ．顧客情報の社外持出し>

協会の役職員が、当該協会の業務の用に供する目的外の目的で、社外に顧客情報を持ち出すケース

以下の理由により、新禁止行為として扱わないこととした。

- ・ 自社の顧客情報の社外持出しは、一の協会員内の行為であるため、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできる。
- ・ 前述の「イ．転職時の不返却・不消去」のケースのように、「持出し」行為とその後
の「不正使用」行為又は「漏えい」行為が別の協会員において生じるケースにおいて
は、持出し後の「不正使用」や「漏えい」の把握・管理が難しく、実際に顧客に
損害を生じさせるリスクが高いため、「退職時の不返却・不消去」を禁止する必要
性が高いが、一の協会員内の社員の行為については、顧客情報の漏えい防止や個人
情報保護法等への対応として、必要な役職員管理が可能と考えられるため、「持出
し」行為を新禁止行為とする必要性は高くない。

②顧客情報の不正取得

＜想定されるケース：イ．他の協会員の顧客情報を不正取得＞

協会員の役職員が、正当な理由なく、他の協会員の顧客情報を取得するケース

正当な理由なく、他の協会員の顧客情報を取得することは、その後の不正使用や漏えいに繋がる可能性が高い行為であり、顧客が予期しない損害を被るおそれや、顧客の信任を失墜させるおそれが高い行為であるため、新禁止行為として扱うこととした。

＜想定されるケース：ロ．自社の顧客情報を不正取得＞

当該情報を取得する権限がない協会員の役職員が、業務上の必要がないにも関わらず、自社の顧客情報を取得するケース

自社の顧客情報の不正取得は、一の協会員内の行為であるため、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできること、また、顧客情報の漏えいを禁止することで、必要な投資者保護は図られると考えられることから、新禁止行為として扱わないこととした。

＜想定されるケース：ハ．他の協会の顧客情報の二次的取得＞

他の協会の情報を不正取得した者又は退職時に顧客情報を返却・消去しなかった者から、不正取得された顧客情報等であることを知りながら取得するケース

このケースは、自らの意思によらずに、他者が不正取得した顧客情報を受動的に取得してしまうケースを想定しているが、このような行為まで新禁止行為として扱うことは過度な規制になると考えられること、また、情報転得者の行為としては、「不正使用」（後述④）及び「漏えい」を禁止することで必要な投資者保護は図られると考えられることから、新禁止行為として扱わないこととした。

なお、自らの意思で能動的に、他者を介して他の協会の情報を不正取得するケースは前述の「イ．他の協会の顧客情報を不正取得」に該当し、新禁止行為として扱うこととなる。

③情報漏えいの唆し

＜想定されるケース＞

協会の役職員が、他の協会の顧客情報を漏えいするよう他者を唆すケース

唆し行為だけで、実際に顧客情報の取得がない場合は、顧客が予期しない損害を被るおそれがないこと、また、教唆行為は一般的に実行行為（情報漏えい行為）があったときに罰せられることとされていることから、唆し行為のみを切り出して、新禁止行為とはしないこととした。

ただし、他の協会の顧客情報を漏えいするよう他者を唆す行為は、他の協会の顧客情報の不正取得につながる行為であり、他者への唆しにより顧客情報を入手した場合には、唆しの行為主体が顧客情報を不正取得したこととなり新禁止行為に該当するため、他の協会の顧客情報を漏えいするよう他者を唆す行為については抑止していく必要がある。

④顧客情報の不正使用

＜想定されるケース：イ．不正取得等した顧客情報の使用＞

協会員の役職員が、「退職時に返却・消去をしなかった顧客情報（前述①「イ．退職時の不返却・不消去」により保持していた顧客情報）」や「他の協会員から不正取得した顧客情報（前述②「イ．他の協会員の顧客情報の不正取得」により取得した顧客情報）」を使用するケース

退職時に返却・消去しなかった顧客情報又は不正取得した顧客情報を使用する行為は、顧客が予期しない損害を被り、顧客の信任を失墜させるおそれが高い行為であるため、新禁止行為として扱うこととした。

また、協会員の役職員が、他者を介して他の協会員の顧客情報を二次的に取得した場合において、当該顧客情報が「退職時に返却・廃棄をしなかった顧客情報」又は「不正取得された顧客情報」であることを知りながら使用するケース（使用時悪意の転得情報の使用）についても、同様の理由で新禁止行為として扱うこととした。

なお、「不正使用」の対象となる顧客情報に記憶情報を含めるかという点について、「不正取得した顧客情報の使用」の対象となる顧客情報には記憶情報を含めるべきであるが、一方で、「退職時に返却・消去しなかった顧客情報の使用」の対象となる顧客情報には、以下の理由により、記憶情報を含めないこととした。

- ・ 営業員が適正に取得した顧客の氏名や連絡先等を退職後も記憶していて、転職後に当該記憶を頼りに顧客に連絡することは、必ずしも行政処分の対象とするほど悪質性が高い行為であるとは考えられない行為であり、これを禁止することは、営業活動を必要以上に委縮させてしまうおそれがある。
- ・ 記憶できる情報の量は限られることや、記憶を頼りに営業員が転職後に連絡するケースにおいて、営業員と懇意にしていた顧客については、顧客に予期しない損害を与える可能性や程度は大きくないとも考えられる。一方で、記憶情報を頼りに顧客にコンタクトをとることまで禁止すると、転職先での取引を希望する顧客

に連絡することも禁止となり、顧客の意向に沿えないこととなる。

ただし、記憶情報の使用については、顧客の意向に沿わない形で営業員が顧客にアプローチすることによる苦情等により、顧客や他の協会員との間のトラブルに発展するおそれもあるため、協会員においては、こうした観点にも留意して役職員の教育・管理等を行う必要があると考えられる。

＜想定されるケース：ロ．役職員による業務目的外の目的での使用＞

協会員の役職員が、自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用するケース

協会員の役職員が、自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用する行為は、一の協会員内の行為であり、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできることから、当該行為を新禁止行為として扱う必要性に乏しく、禁止行為として扱わないこととした。

⑤不正取得等した顧客情報の漏えい

＜想定されるケース＞

協会員の役職員が、不正取得した他の協会員の顧客情報又は不返却・不消去により保持している顧客情報を第三者に漏えいするケース

現行の「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客が予期しない損害を被り、証券業の信用を失墜させるおそれが高い行為であるため、新禁止行為として扱うこととした。

なお、「不正取得した顧客情報」の漏えいについては、現行の禁止行為「職務上知り得た秘密」の漏えいに含まれるか明確でないため、禁止される行為であることの明確化を図るために検討したものである。

⑥漏えい時悪意の転得情報の漏えい

<想定されるケース>

他者から取得した顧客情報について、他者が不正取得した顧客情報又は他者が不返却・不消去により保持していた顧客情報であることを知ったうえで、当該顧客情報を第三者に漏えいするケース

前述「⑤不正取得等した顧客情報の漏えい」と同様に新禁止行為として扱うこととした。

(4)適用範囲

新禁止行為の適用範囲については、協会の役職員、個人の金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員とすることとした。

また、新禁止行為については、法令・規則に基づく場合や、その他正当な理由がある場合には、当然ながら新禁止行為の対象外となることを確認した。

本ワーキングの委員からは、今回の規制が役職員の職業選択の自由を不当に損なうものであってはならないという意見や、金融商品取引業者等の人材の流動性への悪影響を懸念する意見が出され、規制範囲が過度に広範とならないよう、規則改正にあたっては、規制範囲の明確化・限定化を図ったうえで、規則範囲を協会員に周知すべきである。

なお、新禁止行為に係る具体的な改正条文の内容及び新禁止行為を踏まえた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正については、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」において検討を行うこととした。

2. 情報漏えい等に係る処分量定

処分量定については、本協会ホームページで公表されている「協会員の役職員に対する処分の考え方」（以下「処分の考え方」という。）において、処分の検討要素及び

審査の指針が定められている。また、「登録取消処分」及び「不都合行為者の取扱い」（以下「登録取消等」という。）に該当する行為が明示されている。

本ワーキングでは、「処分の考え方」において具体的な行為が明示されている登録取消等とそれ以外の処分（職務停止処分及び職務禁止措置）とに分けて、処分量定について検討を行った。

（１）登録取消処分及び不都合行為者の取扱いについて

現状、「処分の考え方」において、原則、登録取消等になる行為が挙げられている。顧客情報の漏えい行為により登録取消等が科せられた実例があることを踏まえ、「処分の考え方」の登録取消等となる行為に、顧客情報の漏えい行為を追加し、登録取消等になり得ることを明示することとなった。

また、顧客情報の漏えい行為のうち、原則として登録取消等となる典型的なケースを整理した。

これにより、顧客情報の漏えい行為の抑止効果及び処分の予見可能性を高めることに資することが期待される。

①「処分の考え方」の改正案

登録取消等に該当しうる顧客情報の漏えいの全ての要件を挙げることは困難であることから、「処分の考え方」では、子細に要件を記載するのではなく、以下の改正案のとおり、シンプルに「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」と記載することとなった。

改正案	現行
2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。	2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。

① (現行どおり)	① 顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為
② (現行どおり)	② 金融商品取引法上重い罰則のある行為 (相場操縦やインサイダー取引等) (新 設)
③ 顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為	③ 役員等による協会員の法令等違反を主導する行為
④ (現行どおり)	④ 再違反行為
⑤ (現行どおり)	

②登録取消等の典型的なケースの要件

登録取消処分は「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき」に該当する場合、不都合行為者の取扱いは「その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合に科すことができる。また、登録取消等の効果が非常に重いものであることを踏まえると、相応の重大性、悪質性、社会的影響度等がある行為に限定すべきである。行為の重大性、悪質性、社会的影響度等を判断するにあたっては、「処分の考え方」に示している種々の検討要素を考慮し、総合的に判断することになるが、本ワーキングでは、重大性、悪質性、社会的影響度等を考慮して、「処分の考え方」の「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の典型的なケースを以下のとおり整理した。

なお、登録取消等のケースは以下の典型的なケースに限定されるわけではなく、これ以外のケースであっても、処分量定の検討において、種々の検討要素を考慮した結果、登録取消等が相当と判断されるものはあり得る。また、処分量定の検討において、考慮すべき軽減要素がある場合には登録取消等が相当とはならないこともありえることに留意が必要である。

【顧客情報の漏えい行為に対する登録取消等の典型的なケース】

以下のイ～ハの全ての要件を満たすもの

要件	備考
イ. 行為態様 漏えい	
ロ. 顧客に関する情報の量・内容 顧客に関する情報の量が甚大であること 又は 秘匿性の高い情報が含まれていること	情報の量は、被害顧客数、情報の種類、件数を総合的に判断することとなる。 また、秘匿性の高い情報とは、例えば、ネット取引のID・パスワード、クレジットカード番号、キャッシュカード番号、マイナンバーなどのように、量が少なくても漏えいによる被害が大きいと考えられるものを想定している。
ハ. 不正な利得の目的・有無 不正な利益を得る目的があること 又は 不正な利益を得ていること	「不正な利益」とは、例えば、禁止行為に対する見返りとして他者から得る、金銭、高額な物品、有価証券の売買取引契約、転職先での地位などが考えられる。

イ. 行為態様（漏えい）

「漏えい」を要件とした理由について、新禁止行為の「不返却・不消去」又は「不正取得」のみの場合は、顧客に実害が生じていないために、重大性又は社会的影響度が大きいとは言えないケースが多いと考えられる。また、「不返却・不消去又は不正取得された顧客情報の使用（不正使用）」については、役職員本人のみが当該顧客情報を使用する場合に限られる（他者に情報を渡した場合は「漏えい」に該当する）ところ、役職員本人のみが当該顧客情報を使用するケースとしては、顧客への勧誘等の通常の営業活動に使用するケースが多いと考えられる。通常の営業行為自体は、顧客に甚大な損害を与えるおそれが高い行為とまでは言えないと考えられるため、登録取消等に相応の重大

性、悪質性、社会的影響度等が必ずしもあるとは言えないケースも多いと考えられる。このため、「処分の考え方」の「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の典型的なケースとしては、「漏えい」があった場合とすることとなった。

ロ. 顧客に関する情報の量・内容（顧客に関する情報の量が甚大であること又は秘匿性の高い情報が含まれていること）

「顧客に関する情報の量・内容」を要件とした理由について、現行の「職務上知りえた秘密の漏えい」事案における処分の審査においては、「情報の量・内容」が処分の量定判断の重要な要素の1つとなっており、情報の量・内容が甚大な場合は、重大性又は社会的影響度が大きいと考えられることから、「情報の量・内容」を要件とすることとなった。なお、複数の委員から、「被害の程度」を重要視する意見が出された。漏えい行為においては、顧客の経済的被害（金額に換算できる被害）が顕在化するケースは多くないため、「処分の考え方」における「顧客被害の程度」を「顧客被害額（＝顧客が被った経済的損失の金額）」とのみ捉えるのではなく、情報を漏えいされたこと自体が被害と捉え、「被害の程度」の主な要素は「情報の量・内容」と整理した。

ハ. 不正な利得の目的・有無（不正な利益を得る目的があること、又は、不正な利益を得ていること）

「不正な利得の目的・有無」を要件とした理由について、過去の実例でも不正な利益（対価）を得ているケースが登録取消等になっていること、また、複数の委員から、「利得の有無」を重視する意見が出されたことから、「不正な利得の目的・有無」を要件とすることとなった。なお、情報漏えい行為については、個人情報保護法や不正競争防止法でも禁止される行為が含まれるところ、これらの法律で罰則規定がある行為は、「不正の利益を得る目的」が要件となっている。この点を踏まえても、不正な利得の目的・有無を要件とすることは適当と考えられる。

(2)登録取消処分等以外の処分（職務停止処分・職務禁止措置）について

本協会では、現状、具体的な処分量定の決定方法については、潜脱防止等の理由から、対外的に示していない。このため、本ワーキングでは、処分量定の基本的な考え方を整理し、その内容を踏まえて、本協会規律審査部で詳細な処分量定の決定方法を検討することとした。

情報漏えい等における登録取消等以外の処分（職務停止処分・職務禁止措置）については、以下のような基本的な考え方に基づき、処分の量定を判断することとなった。

- ① 「不返却・不消去」、「不正取得」、「不正使用」、「漏えい」の全ての行為態様について、重大性、悪質性等が極めて小さいと認められるような特別な場合を除き、原則として、処分を行うことを検討する。
- ② 「漏えい」については、「不返却・不消去」又は「不正取得」により得た情報を漏えいした場合は、「不返却・不消去」又は「不正取得」に係る要素が加わるため、従来よりも重く評価する。
- ③ 「顧客に関する情報の量・内容」に応じた処分量定とし、故意性、目的・動機、方法・手口、顧客被害額、その他の処分の検討要素により過重又は軽減する。例えば、以下の過重・軽減要素が考えられる。
 - イ. 「不正な利得の目的・有無」があれば、より重く評価する。
 - ロ. 「不正使用」又は「漏えい」が行われた場合は、「不返却・不消去」又は「不正取得」だけの場合に比べて、重く評価する。
 - ハ. 漏えい事案において、漏えい先が情報を不正使用するおそれや二次被害を生じさせるおそれが少ない場合、又は、漏えい情報が回収できるなどの被害回復が可能な場合などは、処分の軽減要素となり得る。

3. 不都合行為者名簿の公表等

【 未定 】

4. おわりに

【 未定 】

以 上

5. 参考資料

- 資料 1 本ワーキング設置要綱
- 資料 2 本ワーキング委員名簿
- 資料 3 本ワーキング議論の経過

「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置について

2022 年 9 月 20 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、本年 4 月 20 日から 5 月 19 日までの間、「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。

近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における個人情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が強くなっている。

これらの状況を踏まえ、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図るため、上記提案について検討を行うこととし、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化
- (2) 不都合行為者名簿の公表等
- (3) 上記に関連する事項

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) 本ワーキング・グループの人数は、13 名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループのメンバーは、協会員の実務に精通した役職員及び有識者のうちから選任する。
- (3) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (4) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (6) 本ワーキング・グループの検討状況については、適宜、自主規制会議、外務員等規律委員会及び自主規制企画分科会に報告する。

4. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、規律本部規律審査部が担当する。

以 上

資料2

「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」名簿

2023 年 ● 月

日本証券業協会

主 査	河 村 賢 治	(立 教 大 学 法 学 部 教 授)
委 員	青 木 浩 子	(千 葉 大 学 大 学 院 社 会 科 学 研 究 院 教 授)
〃	赤 松 房 枝	(ゴールドマン・サックス証券 コア・コンプライアンス部長 マネージング・ディレクター)
〃	市 原 敬 介	(楽 天 証 券 取 締 役 常 務 執 行 役 員)
〃	生 方 哲 也	(み ず ほ 銀 行 リテール・事業法人業務部 調 査 役)
〃	大 谷 太 郎	(野 村 証 券 コンプライアンス統括部長)
〃	坂 野 維 子	(弁 護 士)
〃	藤 井 和 則	(大 和 証 券 コンプライアンス部長)
〃	逸 見 和 希	(七 十 七 銀 行 東 京 事 務 所 副 所 長)
〃	松 岡 高 子	(岩 井 コ ス モ 証 券 内 部 管 理 部 長)
〃	山 崎 昇 一	(い ち よ し 証 券 取 締 役 (兼) 執 行 役 専 務)
〃	山 本 正	(弁 護 士)
オブザーバー	(金 融 庁 監 督 局 証 券 課)	

以 上 13 名
(敬称略・五十音順)

協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ
議論の経過

第 1 回	2022 年 10 月 13 日	・ワーキングでの検討の進め方について（事務局説明） ・過去の情報漏えい関係事案について（事務局説明） ・「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の処分の厳格化」の論点等について（意見交換）
第 2 回	12 月 15 日	・委員への意見照会の結果について（事務局説明） ・禁止行為の追加について（意見交換）
第 3 回	2023 年 1 月 31 日	・禁止行為の追加について（意見交換） ・従業員規則 7 条における新禁止行為の条文イメージ（意見交換）
第 4 回	2 月 20 日	・禁止行為に係る規則改正案の検討の進め方について（事務局説明） ・情報漏えいに対する処分量定について（事務局説明・意見交換）
第 5 回	3 月 30 日	・禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について（事務局説明） ・不都合行為者名簿の公表等について（事務局説明・意見交換）
第 6 回	4 月 25 日	・不都合行為者名簿の公表等について（意見交換） ・処分の公表に係る規則改正案について（事務局説明・意見交換） ・ワーキング報告書（案）について（事務局説明・意見交換）
第 7 回	5 月 25 日	・ワーキング報告書（案）について（意見交換）

以 上

今後のスケジュール（予定）

時期	会合等	内容
4月25日	処分WG第6回会合	・ 禁止行為に係る規則改正案等の検討状況の報告※ ・ 公表事項の検討（継続検討課題） ・ 処分内容の公表に係る規則改正案 ・ WG報告書（案）
4月下旬 ～5月11日	意見照会（メール）	以下について意見照会 ・ 処分内容の公表に係る規則改正案 ・ WG報告書（案）
5月25日	処分WG第7回会合	・ 処分内容の公表に係る規則改正案（意見照会後の修正版） ・ WG報告書（案）（意見照会後の修正版） ・ 禁止行為に係る規則改正案等の検討状況の報告※
6月15日	自主規制企画分科会	・ WG報告書の報告 ・ 禁止行為に係る規則改正のパブコメ（案）の審議 ・ 処分内容の公表に係る規則改正のパブコメ（案）の審議
6月20日	自主規制会議	・ WG報告書の報告 ・ 禁止行為に係る規則改正のパブコメ（案）の審議 ・ 処分内容の公表に係る規則改正のパブコメ（案）の審議
6月21日		WG報告書の公表 規則改正のパブコメ開始
6月中	外務員等規律委員会	WG報告書を報告（メール）

※メールでの報告に代える可能性あり。